

## 板橋区高齢者保健福祉・介護保険制度推進本部設置要綱

(平成 12 年 3 月 31 日区長決定)

(平成 15 年 6 月 30 日区長決定)

(平成 19 年 3 月 20 日 改正)

(平成 19 年 3 月 29 日 改正)

(平成 26 年 10 月 21 日 改正)

(平成 27 年 4 月 1 日 改正)

(平成 30 年 3 月 14 日 改正)

(平成 30 年 9 月 1 日 改正)

(令和 2 年 4 月 1 日 改正)

### (設置)

第 1 条 介護保険制度の円滑な運営及び高齢者福祉施策の推進を図るため、板橋区高齢者保健福祉・介護保険制度推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (推進本部の構成)

第 2 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、区長とする。

3 副本部長は、副区長の職にある者をもって充てる。

4 本部員は、教育長、東京都板橋区組織規則（昭和 46 年板橋区規則第 5 号）に定める部長の職にある者、保健所長、会計管理者、教育委員会事務局次長、地域教育力担当部長、選挙管理委員会事務局長、常勤の監査委員、監査委員事務局長及び区議会事務局長をもって構成する。

### (所掌事項)

第 3 条 推進本部の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 介護保険サービスの内容及び提供体制に関すること。

(2) 介護保険制度運営及び高齢者福祉施策の推進に関すること。

(3) その他本部長が必要と認める事項

### (推進本部会議)

第 4 条 本部長は、必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、推進本部会議（以下、「推進会議」という。）を主宰する。

2 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

3 本部長が必要と認めるときは、関係職員に推進会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (幹事会の設置)

第 5 条 推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、推進本部が定める事項について調査検討を行う。

3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、次の各号に掲げる職にある者とする。

- (1) 幹事長は、健康生きがい部長の職にある者をもって充て、会議を総括する。
- (2) 幹事は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長が必要と認めるときは、前項第2号に掲げる者のほか、関係職員に幹事会の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 幹事長は、会議を統括する。

(庶務)

第6条 推進本部及び幹事会の庶務は、健康生きがい部介護保険課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部及び幹事会の運営に関し必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 板橋区介護保険制度対策本部設置要綱は廃止する。

付 則

この一部改正は、平成15年7月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成30年9月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

部	構 成 員
政 策 経 営 部	政策企画課長 財政課長
総 務 部	総務課長
危 機 管 理 室	防災危機管理課長
区 民 文 化 部	地域振興課長
産 業 経 済 部	産業振興課長
健 康 生 き が い 部	長寿社会推進課長 健康推進課長 介護保険課長 後期高齢医療制度課長 おとしより保健福祉センター所長 志村健康福祉センター所長
福 祉 部	管理課長 障がい政策課長 赤塚福祉事務所長
子 ど も 家 庭 部	子ども政策課長
資 源 環 境 部	資源循環推進課長
都 市 整 備 部	都市計画課長 住宅政策課長
土 木 部	管理課長
教 育 委 員 会 事 務 局	教育総務課長
区 議 会 事 務 局	事務局次長